

IoTの活用による使用済小型家電及び小型充電式電池 拠点回収の推進に関する連携協定書

千葉市（以下「甲」という。）、株式会社リーテム（以下「乙」という。）、株式会社サトー（以下「丙」という。）及びアートファクトリー玄株式会社（以下「丁」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が相互協議の上、緊密に連携協力しながら、互いの資源を有効に活用して、安全かつ効率的で、市民にとって利便性の高い資源循環の仕組みを構築し、使用済小型家電（以下、小型家電という。）及び小型充電式電池の適正排出及び有用な金属資源の有効活用を促すことにより、循環型社会を実現することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- （1）小型家電及び小型充電式電池の拠点回収に関すること。
- （2）小型家電及び小型充電式電池の再資源化に関すること。
- （3）小型家電及び小型充電式電池の安全かつ効率的な分別回収のためのIoTの活用に関すること。

本協定において、IoT（Internet of Things：モノのインターネット）の活用とは、使用済小型家電回収ボックス及び小型充電式電池回収ボックス内に温度センサー及び距離センサーを設置し、情報を収集することをいう。

- （4）小型充電式電池の安全な分別回収のためのボックスの開発・運用に関すること。
- （5）3R教育に関すること。
- （6）その他、本協定の目的達成に資すること。

2 本条第1項第2号については、甲と乙が合意の上、決定するとともに、別途引渡契約を甲と乙との間で締結するものとする。

3 本条第1項第3号に定める事項に係る取り組みの具体的な内容等については、甲、乙及び丙が合意の上、決定するとともに、必要に応じて別途書面にて定めるものとする。

（協議及び報告）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条第1項に定める事項に係る取り組みに関し、必要に応じて連絡、協議及び報告を行うものとする。

（知的財産権等）

第4条 本協定において開示される甲、乙、丙及び丁が従前から有していた特許及び実用新案及び意匠権、著作権及びアイデア、図面、提案書等、その他の知的財産権は、開示者に帰属し、被開示者が開示者の承諾なしに使用及び公開することは認められない。

2 本協定により創出した発明、考案、意匠、著作物等の知的財産の権利帰属については、甲、乙、丙及び丁が協議し書面をもって確認するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、本協定によって生ずる権利義務を事前の書面による各当事者の承諾なしに第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（守秘義務）

第6条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携協力にあたり、知り得た当事者の秘密を、当該当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

（本協定の変更）

第7条 甲、乙、丙又は丁から、本協定の内容について変更の申し出があった場合、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（本協定の有効期間及び更新）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の2月前までに、甲乙丙丁いずれからも書面による解約の意思表示がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙丙丁協議のうえ解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁押印の上、各自1通を保有する。

令和8年1月22日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷俊一



乙 東京都千代田区外神田3丁目6番10号
株式会社リーテム
代表取締役 中島佐智世



丙 東京都港区芝浦3丁目1-1
株式会社サトー
代表取締役社長 小沼宏行



丁 東京都港区北青山3丁目2番2号
アートファクトリー株式会社
代表取締役 杉村総一郎

